

◎新潟県告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第105条第4項で準用する第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
弁護士法人バンビル法律事務所	新潟市中央区医学町通二番町74番地 バンビル801号室

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

- (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日